

【交付番号】第 号  
令和 年 月 日

## 文京区パートナーシップ宣誓書受領証

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、上記両名から次に掲げる事項を約した宣誓書を受領したことを証します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。
- ・ 継続的に同居し、日常の生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に責任を持って協力し合うこと。

宣誓日 令和 年 月 日

文京区長 成澤 廣 修

### 【受領証の提示を受けた皆様へ】

文京区では、人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」といいます。）を制定し、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行うことを約した二人がパートナーシップ宣誓をした場合に、この受領証を交付しています。

このパートナーシップ宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税法上の控除など）が生じるものではありませんが、受領証の提示を受けた皆様には、上記の趣旨をご理解いただき、業務の遂行に当たっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

（交付：文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当）

### 【受領証の交付を受けたお二人へ】

- 1 この受領証は、要綱の趣旨に沿って、使用してください。
- 2 文京区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更がある場合は、文京区パートナーシップ宣誓書記載事項変更届に、その事実を証する書類を添えて提出してください。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、文京区パートナーシップ宣誓書受領証返還届に、受領証を添えて提出してください。
  - (1) 宣誓者の一方又は双方が文京区の区域外に転出したとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) パートナーシップが解消されたとき。
  - (4) その他要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 4 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓を取り消し、受領証の交付番号を公表します。

### 【通称を使用している場合】

以下に戸籍上の氏名（※外国籍の方は、戸籍上の氏名に準ずるもの）を記載します。

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 通 称     |  |  |
| 戸籍上の氏名※ |  |  |

### 【特記事項】

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |

※ 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載します。